

<報道発表資料>

平成24年2月10日

都市計画

第218回埼玉県都市計画審議会を開催します 羽生都市計画道路の変更についてなど3案を審議します

埼玉県は、第218回の埼玉県都市計画審議会を開催します。実施概要は次のとおりです。

実施概要

- と き 平成24年2月17日（金） 午後2時から
- と こ ろ さいたま市浦和区仲町2-5-1
浦和ロイヤルパインズホテル 4階 ロイヤルプリンセス
電話 048-827-1111
- 議 題 別記のとおり
(議第4958号から4960号の3議案)
- 傍聴の可否 可。ただし、審議内容が埼玉県情報公開条例第10条各号に該当するため、埼玉県都市計画審議会が非公開と決定した議案については傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。
- 傍聴定員 10名
- 受付方法 傍聴を希望される方は、審議会当日、開会30分前までに傍聴受付(2階 こぶしの間)へお越しください。
なお、傍聴希望者が定員を超えている場合は開会の30分前の時点において抽選を行います。

(参考) この審議会は、都市計画法第77条の規定により設置されている知事の附属機関です。この法律の理念に基づき、私たちの住む埼玉という県土において、健全な県民の生活と生産活動を確保しつつ、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図っています。

本審議会では、土地利用や都市施設の整備、市街地開発事業など、都市計画に関する事項を昭和44年から調査審議しています。

- 問い合わせ先 埼玉県都市整備部 都市計画課 総務担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
Tel 048-830-5335 (直通)

第 2 1 8 回 埼玉県都市計画審議会 案件一覧表

議案番号	議 案 名	市町村	決定権者
4 9 5 8	羽生都市計画道路の変更について	羽生市	県
4 9 5 9	行田都市計画公園の変更について	行田市	県
4 9 6 0	埼玉県景観計画の変更について	圏央道以北高速道路 沿線区域の 1 2 市町	県

別記

【議案名】

議第 4 9 5 8 号 羽生都市計画道路の変更について（県決定）

[議案概要]

羽生市の都市計画道路 3・4・2 号南部幹線、3・4・2 1 号小松通線及び 3・4・2 2 号公園通線を次のように変更するものです。

3・4・2 号南部幹線

- ・起終点を移動し、延長を約 4, 4 0 0 m から約 5, 7 4 0 m に変更する。
- ・幅員を 1 6 m から 2 2 m に変更する。
- ・名称を 3・3・2 号南部幹線に変更する。
- ・車線の数を 4 と決定する。

3・4・2 1 号小松通線

- ・幅員を 1 6 m から 1 4. 5 m に変更する。
- ・名称を 3・5・2 1 号小松通線に変更する。
- ・車線の数を 2 と決定する。

3・4・2 2 号公園通線

- ・一部区間の幅員を変更する。
- ・車線の数を 2 と決定する。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 都市計画課 施設計画担当

直通番号 048-830-5343

【議案名】

議第4959号 行田都市計画公園の変更について（県決定）

[議案概要]

行田市の都市計画公園5・5・01号水城公園及び5・5・02号行田市総合公園を次のように変更するものです。

5・5・01号 水城公園

・面積を約18.3haから約15.4haに変更する。

5・5・02号 行田市総合公園

・面積を約16.9haから約20.6haに変更する。

[意見書の有無]

無

[問い合わせ先]

都市整備部 公園スタジアム課 公園計画・事業担当

直通番号 048-830-5401

【議案名】

議第4960号 埼玉県景観計画の変更について

[議案概要]

県では、平成23年9月1日に「圏央道以北地域の産業地誘導に関する基本的考え方」を策定し、県北の産業振興を目的とした産業地誘導を図ってい

くこととなりました。

産業地誘導に伴い、地域景観に調和しない建築物等を抑止するために、新たに圏央道以北高速道路沿線区域を設定し、当該区域の届出対象行為を変更するものです。

変更対象区域（圏央道以北高速道路沿線区域の12市町）

{加須市、本庄市、東松山市、羽生市、深谷市、久喜市、滑川町、嵐山町、小川町、美里町、上里町、寄居町}の用途地域が定められていない区域。ただし、圏央道沿線区域は除く。

変更内容（届出対象行為）

建築物：高さ15m超又は建築面積1,000㎡超→建築面積200㎡超
(一戸建て専用住宅を除く)

工作物：高さ15m超→高さ10m超

[経過]

- ・ 景観審議会へ素案報告：H23.5.17
- ・ 住民説明：H23.11.15～H23.11.30
- ・ 関係各市町長への意見照会：H23.12.7

[問い合わせ先]

都市整備部 田園都市づくり課 景観・屋外広告物担当
直通番号 048-830-5367